

保険・年金 フォーカス

年金改革ウォッチ:2013年7月 ～ポイント解説:厚生年金基金制度の見直し

年金総合研究センター 主任研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月までの動き

先月は社会保障制度改革国民会議が4回開催され、最終案起草に向けて2巡目の議論を重ねるなど、各審議会、部会とも活発な意見交換が行われました。

○2013年6月3日 社会保障制度改革国民会議（第13回）

テーマ これまでの議論の整理(年金分野)、委員からのプレゼンテーション及び議論等

URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai13/gijisidai.html>（議事次第）

○2013年6月4日 年金業務監視委員会（平成25年度第2回）

テーマ 厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング等

URL http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkinkanshi/75193.html（配布資料）

○2013年6月10日 社会保障制度改革国民会議（第14回）

テーマ 政府側からの挨拶、2巡目の議論①(医療・介護分野)

URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai14/gijisidai.html>（配布資料）

○2013年6月11日 社会保障審議会 日本年金機構評価部会（第20回）

テーマ 時効特例給付の業務実態等に関する調査結果等について等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000348qw.html>（配布資料）

○2013年6月13日 社会保障制度改革国民会議（第15回）

テーマ 2巡目の議論②(地域包括ケアシステムについて、年金制度について等)

URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai15/gijisidai.html>（配布資料）

- 2013年6月14日 財政制度等審議会 国家公務員共済組合分科会（第20回）
テーマ 国家公務員共済組合に関する最近の状況について 等
URL http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_kkr/proceedings/（議事要旨）
- 2013年6月20日 社会保障審議会 年金記録問題に関する特別委員会（第4回）
テーマ 外国人に係る住民基本台帳制度の改正への対応、届出書等の電子化の推進等
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000353nx.html>（配布資料）
- 2013年6月24日 社会保障制度改革国民会議（第16回）
テーマ 2巡目の議論③、今後の進め方
URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai16/gijisidai.html>（配布資料）
- 2013年6月24日 社会保障審議会 日本年金機構評価部会（第21回）
テーマ 平成24事業年度の業務実績報告書(案)について
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000035dxd.html>（配布資料）
- 2013年6月27日 社会保障審議会 年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会（第3回）
テーマ 各論点について議論
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000034zyn.html>（開催案内）

2 ―― ポイント解説：厚生年金基金制度の見直し

6月19日の参議院本会議で、厚生年金基金制度の見直しを含む厚生年金保険法改正案が可決・成立しました。本稿では、厚生年金基金制度に係る改正内容を確認し、今後の見通しを考えます。

1 | 「厚生年金基金」の規定を本則から削除。既存の基金は附則に基づく「存続厚生年金基金」に。

厚生年金基金制度は企業年金の一種です。企業等が厚生年金基金という公法人を設立して、厚生年金の一部を国に代わって給付する(代行する)とともに、独自給付を上乗せします。

今回の見直しでは、厚生年金保険法の本則から厚生年金基金に関する項目が削除されます¹。これによって、改正法の施行日以降は厚生年金基金の新設ができなくなります。既存の厚生年金基金は、改正法の附則で「存続厚生年金基金」と規定され、施行日以降も存続します。施行日は、改正法の附則では「公布日から1年を越えない範囲」となっていますが、大臣は来年4月1日の予定と述べました。

¹ このような規定の構成は他にも例があります。例えば、厚生年金の受給開始年齢は、1985年の改正で本則上は65歳となりました。それまで存在した60歳台前半の給付は、附則で特例支給と規定され直した上で継続されました。60歳台前半の給付はその後、1994年改正で定額部分が、2000年改正で報酬比例部分が、それぞれ段階的に廃止されることになりました。

2 | 施行日から5年間は、新たな特例解散制度を実施。6年目以降は厳しい存続基準を適用。

運営が難しい厚生年金基金に対しては、現在も解散制度や特例解散制度が存在しますが、今回の見直しでは解散制度の見直しや、施行後5年間限定で実施される新たな特例解散の導入が盛り込まれました。新たな特例解散には、自主解散のほかに「清算型解散」も導入されました。これは、自主解散を届け出ない厚生年金基金のうち、事業の継続が著しく困難などの要件に合致する基金に対して、厚労相が第三者委員会の意見を聴いて解散を促進する仕組みです。

図表1 解散制度の見直し内容

これまでの解散制度	見直し内容
【通常解散】 ○企業の経営悪化等を理由 ○4分の3以上の同意が必要 【特例解散】 ○国への返納額の計算に、特例的な方法を適用可能 ○分割納付が可能(最長15年) ・金利は厚生年金の運用利回り ・分割払い中の倒産は、他の企業で連帯保証(総合型)	【通常解散】 ○解散理由は不要に ○同意要件が3分の2以上に ○返納額の計算方法を精緻化 【新たな特例解散】 ○特例的な返納額は従来通り ○最長で30年の分割納付も可 ・利息を固定金利に ・企業間の連帯債務を不問 ○厚労相の指定に基づく「清算型解散」を規定

また、他の企業年金制度に移行する場合の支援措置や、施行日から6年目以降に適用される厳しい財政基準(存続基準)なども盛り込まれました。存続基準を満たさない厚生年金基金には、厚労相が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できることになりました。

3 | 厚生年金基金加入者の年金は、どうなっていくのか?

今回の見直しは、厚生年金基金に加入していない一般の厚生年金の加入者の立場に立って、厚生年金基金の財政悪化が厚生年金(本体)の財政に及ぼす影響を抑えることが主な目的です。しかし、最も切実な問題は、厚生年金基金の加入者の年金が今度どうなるかでしょう。

代行部分に見合う資産を保有していない厚生年金基金(いわゆる代行割れ基金)は、5年間限定の特例を利用して解散することが想定されます。この場合、厚生年金の代行部分は国に返されるので、給付が確保されることとなります。一方で上乗せ部分については、それに見合う資産がないため、給付が確保されるかどうかは不透明です。そこで、参議院採決時に採択された付帯決議では、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう(政府が)指導を行うことが盛り込まれました。

財政状態が良い厚生年金基金は今後も存続すると想定されますが、厳しい存続基準をクリアすることが求められます。また、衆議院での修正決議により、10年以内に存続厚生年金基金の解散を検討することが改正法の附則に盛り込まれました。今後も政治的な動向への注視が求められます。